



市長室 28.8.25 13


環境基本条例見直しに関する申出書


平成28年8月25日

白馬村長 下川正剛様


白馬村議会議長 北澤 禎二郎様

白馬村環境審議会議長 篠崎 隆弘様

八方区長 中村 実彦 

八方口区長 太田 光 

和田野区長 山崎 宗男 

山麓区長 荻原 俊 

盛夏の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、白馬村は国際的にも誇れる山岳景観と、それを背景とした麓の美しい景観を魅力とした観光地であることは誰もが認めているところです。

近年、北海道のニセコ地区から派生した外国人並びに外国資本による土地・建物等不動産の売買が、村内で盛んにおこなわれるようになってきました。また、地元不動産業者の取引仲介先も圧倒的に外国人・外国企業相手となっています。それらの土地・建物はさらに転売がされているという実態があり、これをみても大多数の外国人絡みの取引は、投機目的だということが推測されます。

これら投機目的の売買が、最も盛んにおこなわれているのが私共の4地区であり、さらにそれが虫食的に行われていることに大なる懸念を抱いています。

加えて外国人による建物の新築においては、建築確認申請上は「住宅」名目で建築が行われ、しかして実態は「貸別荘」であることが大半で、営業許可を取らない違法民泊が盛んに行われています。

また一方、買い取った建物の改築工事においては、その建築確認申請すら行わずに、構造計算をすることなく勝手な改造が行われている実態があることを、行政は掌握しておられるでしょうか？

聞き及ぶところ、村の開発規制の要であった白馬村環境基本条例が、その見直しに向けて環境審議会への諮問がされたとのことでした。

白馬村は、これまでずっと条例規制と指導要綱規制のもと、地元の同意を前提として開発を承認してきました。これがともすると地元感情からの行き過ぎもあったことは承知していますが、かといって直ちにそれを全廃した場合に、誰が優良な開発とそうでないものかを判断するのかという、大変難しい問題に直面することになると予想します。このところを間違いが無いよう、未来に禍根を残すことの無きよう切にお願いする次第です。

ご承知のように、冬は外国人で多少は賑わうものの、オールシーズンでの観光客数は右肩下がりです。スキー場の設備は老朽化し、麓の宿は疲弊しています。自然環境を大切にしつつも基幹産業である観光の活性化を図らなければならないという課題に直面しています。村による条例の見直しは、まさにその板挟みの作業となります。白馬村が真に国際的に通用する山岳観光リゾートとなるため、また一方でこれまでの白馬村を創り支えてきた地元住民が生き残れるよう、バランスを取ったものとなることを願っております。決して地元民が蚊帳の外に置かれることだけは無いようにしてください。

加えて私共の地域では昨年、今後の生き残りをかけた『八方尾根活性化マスタープラン』を策定しました。行政及び議会にもご説明に伺っており、内容についてはご存じのことと存じます。このマスタープラン実現のためには新条例でのバックアップが欠かせません。このため、マスタープランを定めた範囲においては、地元の考えを尊重する、いわゆる特区的な扱いを条例に盛り込んでいただくことを希望します。

そのように大切な条例の改正に当たり、素案づくりあるいは審議過程においては、最も必要性を認識しポイントを理解している太田副村長が審議に加わるとともに、改正条例施行後においてきちんと判断を下せる人材の育成と、庁内体制整備を同時進行で進めていく必要があると考えます。

また、私共4地区では、現在進行形で外国人による取引や、違法民泊、無申請改修工事が進められていることの実態を把握し、スピード感を持って審議に当たることも同時にお願いします。

素案を作成・上程する村、審議会の一員でありかつ最終的に議会審議する村議会、並びに環境審議会各委員におかれましては、どうか事の重大性を十分に認識し、危機感とスピード感を共有して、過ち無きよう進められることを心よりお願い致します。